近江八幡市立小・中学校
『学校における働き方改革取組方針・計画』

令和８年３月

近江八幡市教育委員会

目 次

１．計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・3

２．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

３．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・6

５．今後のフォローアップについて・・・・・・・・・・7

１．計画の趣旨・現状

（１）趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき、近江八幡市立学校に勤務する教職員の業務量の適正管理と健康確保を図るためのものである。学校における働き方改革は、教職員が健康でいきいきと働ける環境を整備することで、子どもに質の高い教育を提供し、持続可能な学校運営を実現することを目的としている。この取組は、教職員が十分な時間とエネルギーを持ち、子どもたちと向き合うことができる環境を整えることを目指しており、個別最適な学びと協働的な学びの実現を通じて、子どもたちの健やかな成長を支える。また、労働時間を適正化し、年次有給休暇の取得を促進することで、教職員が心身ともに健全な状態を保ちながら働ける仕組みをめざしている。

さらに、ICT を活用した業務の効率化を推進し、校務支援システムやデジタルツールの導入によって事務負担を軽減し、教育活動に集中できる時間を創出することを目的としている。そして、コミュニティースクールを基盤とし、地域や保護者、関係機関との連携を深化させることで、学校全体で子どもを育む体制を構築する。また、部活動改革や多様な人材の活用を通じて、学校運営の持続可能性を高めることをめざし、未来の教育環境を支える仕組みを整備していく。

このような包括的な取組により、子どもたちの健やかな成長と教職員の働きやすさを両立させる学校づくりを進めたい。その基盤として本計画を策定する。

（２）現状

本市では、令和２年度に「近江八幡市立小・中学校の『学校における働き方改革取組方針・計画』」を策定し、３年ごとに改定を行い、教育職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

＜これまでの取組＞

〇空き教室を利用し子どもの居場所となるスペシャルサポートルーム SSR を設置し、個別の支援を行う専任の支援員の配置。

〇部活動改革を進め、各中学校に、市の正規職員として部活動全体を統括する役割を担う「部活動主事」を配置。

〇各部の運営や技術指導に関わる「部活動指導員」を４中学校に合計３６名配置。（２月１日時点）

〇教職員の働き方改革をさらに周知するため、ポスターを作製。

〇採点業務の負担軽減のため、中学校にデジタル採点システムを導入。

○朝の遅刻・欠席の電話対応の軽減のため、欠席遅刻連絡ツールを導入。
○成績処理等の事務処理の効率化、教育学習情報（指導案・教材）等の共有化を進めるため、校務支援システムを導入・更新。
○毎月の出退勤の記録の分析。
○学校給食費の公会計化。
○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校司書、小１すこやか支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員の配置の拡充。
○共同学校事務室を設置し、学校事務共同実施による学校事務職員の校務運営への参画促進
○家庭や地域の力を生かす学校運営の基盤として、近江八幡市全小・中学校で学校運営協議会を設置、コミュニティースクールの実施。
○勤務時間外の電話対応を減らすため、自動音声電話を沖島小学校を除く小・中学校で整備
○運動会・体育大会等の実施時期や内容の変更など学校行事等の精選や内容の見直し、日課等の見直し
○年度初めの事務処理時間の確保のため、１学期の始業日を４月８日から４月９日に変更。
○長期休業中に連続して７日以上の学校閉庁期間を設定。

＜現状＞

① 月あたり超過勤務時間が45時間超の教員の割合（年平均）

	本市目標	本市の状況					
	令和７年度末まで	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小学校	３０％以下	43%	32%	38%	39%	37%	35%
中学校	４０％以下	56%	38%	52%	50%	46%	41%

② 年次有給休暇の1人あたり年間平均取得日数

	本市目標	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和6年度
小学校	14日以上	10.1日	6.7日	12.0日	12.3日	13.7日	14.4日
中学校	14日以上	8.6日	7.0日	10.0日	10.0日	11.7日	12.0日

＜課題＞

① 業務の「質」を維持したまま「量」を減らす難しさ
・行事、授業準備、生徒指導、保護者対応など、削りにくい教育活動が多い。
・「子どものために」という教員の使命感が強く、時間を削ることに心理的抵抗がある。
・削減できる業務とできない業務の線引きが難しい。

② 人員配置の限界・代替要員の不足
・小規模校では教員の出張や休暇に伴う代替要員の確保が難しく、担任や管理職への負担が集中。
・支援員はいても、単独で授業や指導ができない。
・一部の教員に過重な業務が集中することが常態化していることがある。
③ 校内体制の柔軟性・分担の難しさ
・分掌や業務分担を見直しても、「この人でないとできない」仕事が残りがちである。
・管理職のマネジメント力や協働の文化の差により、負担のばらつきが大きい。
④ ICT や DX の定着のばらつき
・校務支援システムや共有フォルダの活用度が学校によって異なる。
・システムの使いこなしや共有が十分でない場合、逆に負担になる。
⑤ 部活動・特別対応など時間を要する業務
・中学校の部活動指導（休日・長時間）が勤務時間外に及ぶ。
・不登校、外国籍児童生徒の支援が時間外に及ぶことがある。
・関係機関との会議等が勤務時間以降に及ぶ場合がある。
⑥ 勤務時間管理や持ち帰り仕事の見えづらさ
・早く退勤しても、自宅での作業や休日に出勤して作業することがある。
・持ち帰り業務は見えにくく、時間外勤務の実態が把握しづらい。
⑦ 管理職のコンプライアンス意識・指導の難しさ
・「早く帰るように」と言っても、実態と合わない場合「時短ハラスメント」になりかねない。
・管理職も多忙で、勤務状況の適切な把握・指導がしきれていない場合もある。

２．目標

（１）時間外在校等時間の縮減

・令和１１年度末までに、時間外在校時間を月４５時間以内

令和６年度の月４５時間以内の割合　小学校６５％　中学校５９％

・１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を３０時間以下

令和６年度の平均　小学校３７時間　中学校４１時間

（２）ワーク・ライフ・バランス・働きがいに関する目標

・年次有給休暇の平均取得日数を、１５日以上とする。

令和６年度取得日数　小学校１４．４日　中学校１２．０日

・教員アンケートで「働きがいを感じる」に肯定的な回答をした教職員の割合を９０％以上にする。

令和７年度学校おける働き方改革に関するアンケート調査

「仕事にやりがいを感じていますか。」

肯定的回答　小学校８９．４％、中学校８５．３％

３．計画期間

令和８年度～令和１１年度の４年間

４．実施する業務量管理・健康確保措置

（１）業務の３分類に基づく学校業務の見直し

①　学校以外が担うべき業務

□登下校時の通学路における日常的な見守り活動

地域・保護者と連携し、児童生徒の登下校時の日常的な見守り活動を推進する。

□保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校の電話機に、録音機能をつけることや専門家を活用できる環境を充実させる。

②　教員以外が積極的に参画すべき業務

□調査・統計等への回答

学校への依頼を減らしつつ、校務支援システムや保護者連絡ツール等のデジタルを活用することで、回答に係る事務負担を軽減する。

□ICT 機器・ネットワーク設備等の日常的な保守・管理

市教育委員会事務局と連携を図りながら、保守業者と直接学校をつなぐヘルプデスク等の外部の活用により、スムーズな保守・管理を推進する。

□部活動

各中学校に部活動主事２名の配置、および部活動指導員の配置を拡充することにより、休日の部活動の地域展開を推進する。平日の活動時間の適正化を推進する。

③　教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務

□行事や授業の準備、学習評価や成績処理

教員業務支援員やICT等の活用により、事務負担を軽減する。

□支援が必要な児童生徒・家庭への対応

SSW、SC等の専門的な知見を活用しつつ、教員が連携・協働した支援体制を構築する。

（２）学校内における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

・業務の見える化を図れるよう、各学校の実情に応じ学校評価の中に働き方改革の観点を入れる。
・働き方と働きがいのバランスを考え、負担感のある業務や不要だと考える業務について、共通理解し分担や精選を図る。
・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回らない（小４以上は年間で１０８６単位時間以上）よう授業時数を設定する。
・教育課程の弾力的運用で生み出した時間を有効活用する。
・中学校の部活動の休養日等を徹底する。

休養日は、平日に１日、週休日に部活動を行う場合はいずれか１日を設定する。

勤務時間外の部活動について、地域クラブ活動へゆるやかに移行を図る。

・保護者連絡ツールの機能を有効活用する。

欠席・遅刻等の連絡やプリント類の配布に、保護者連絡ツールを活用する。

電話機の自動応答メッセージの設定等を見直す。

（３）健康・福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

・ストレスチェック全員実施と分析結果を改善に活用する。
・時間外在校時間が月80時間超の教員やストレスチェックにより高ストレスが認められた教員への医師の面接指導を実施する。
・心身の健康問題についての相談窓口を、毎年度初めに全教員へ周知する。
・夏季および冬季の長期休業期間において、１週間以上の集中休暇期間を設定する。
・年休の連続取得を推進する。（計画年休の取得の推進）
・定時退勤日を週１回以上設定する。

５．フォローアップ

・「働き方改革推進委員会小・中学校作業部会」の中で、学校の現状把握や課題分析に努め、「働き方改革推進委員会」を通して成果を検証する。

・市教育委員会事務局で毎月、在校等時間を把握・分析し、年次報告を市 HP で公表する。

・総合教育会議・教育委員会定例会で進捗状況を年度末に報告する。

・市教育委員会事務局において、各学校の状況を確認し、改善が見られない学校に対して、速やかに状況が改善されることをめざして、学校に対して指導や支援を行う。

・保護者・地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な項目について理解や協力を得られるように取り組む。

・本取組方針・計画については、新学習指導要領の動向を注視しながら、その内容に合ったものに見直す。

附則

（１）本計画は、令和８年４月１日から施行する。